

令和 8 年 9 月 16 日

建設常任委員会資料

令和 8 年 9 月定例会提出予定議案

まちづくり部

1 建築基準条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

都市再生特別措置法等の一部改正により、特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。）を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、市町が都市計画で建築物の容積率及び建築面積の最低限度を定めることができるものとされるとともに、公益上必要な建築物で、知事が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可するものは、これらの最低限度に関する基準の適用が除外されること等に伴い、当該許可の申請に係る手数料を定める等、関係条例について所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 建築基準条例の一部改正

建築基準法（以下「法」という。）の引用条文を改める（第2条の2関係）。

(2) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

次に掲げる事務に係る手数料を新たに定める（別表第4関係）。

名称	事務の区分	金額
特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料	法第60条の4第1項第3号の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	法第60条の4第2項ただし書の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

(3) 都市計画法施行条例の一部改正

法の引用条文を改める（別表第2関係）。

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

2 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり神戸市の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する県負担額に2分の1を乗じて得た額

3 県営白川台住宅第2期建築工事請負契約の締結

県営^{しらかわだい}白川台住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営^{しらかわだい}白川台住宅第2期建築工事

2 事業目的

老朽化が著しく耐震性にも課題のある「白川台住宅(昭和45年建設)」について、団地内で集約し、建替えを行う。

3 契約金額

2,640,000,000円

4 契約の相手方

姫路市^{しもでらまち}下寺町101番地

^{ひらにしき}平 錦・^{たつのどぼく}龍野土木特別共同企業体

(代表者)

^{ひらにしきけんせつ}平 錦 建設株式会社

代表取締役 ^{かつま}勝間 ^{いさお}功雄

(構成員)

株式会社^{たつのどぼく}龍野土木

代表取締役 ^{かみやま}神山 ^{さとし}聡志

5 工事の概要

(1) 施工場所

神戸市須磨区白川台二丁目37番3

(2) 工事内容

鉄筋コンクリート造 10階建 1棟 延べ面積9,727.72㎡

(3) 工期

令和11年1月6日限り

6 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札(価格競争方式)

(2) 入札参加者数

3者

(3) 最低入札金額

2,640,000,000円

(4) 最高入札金額

3,157,000,000円